

島根県立高等学校県単就学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する授業料相当額の支援（単位制による課程以外の課程の在学者との均衡上必要となる支援に限る。）について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び島根県公立高等学校学び直し支援金交付要綱（平成26年8月14日付け島教企第456号）第3条に規定する学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県単就学支援金は、次条の要件を満たす者に対して、授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給要件)

第3条 県単就学支援金は次の各号の全てに該当する者に支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 平成26年4月1日以降に島根県立高等学校に入学した者（就学支援金に係る旧制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）附則第2条第2項の適用を受ける者をいう。）を除く。）
- (4) 島根県立高等学校の単位制による課程に在学する者（定時制の課程にあっては当該島根県立高等学校の定時制の課程への入学後6年、通信制の課程にあっては高等学校等在学期間通算10年をそれぞれ超えて在学する者を除き、高等学校等在学期間が通算4年を超える者にあっては、休学、負傷又は疾病の療養その他のやむを得ない理由がある者に限る。）
- (5) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- (6) 島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）別表第2の規定による受講料の額を当該履修科目を履修する期間とした月数で除した額が、就学支援金の月額及び学び直し支援金の月額の合計額を超えることとなる者

(支給月額等)

第4条 県単就学支援金の支給月額は、島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第2

7号)別表第2の規定による受講料の額を当該履修科目を履修する期間とした月額で除した額から、就学支援金の月額及び学び直し支援金の月額の合計額を差し引いた額とする。

(申請手続)

第5条 県単就学支援金の支給を受けようとする者は、県単就学支援金受給資格認定申請書(様式第1号)を島根県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(受給資格者の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請を審査し、受給資格認定通知書(様式第2号)または受給資格不認定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(支給)

第7条 県単就学支援金の支給決定(予定)通知書、支給停止申出書、支給停止通知書、支給再開申出書及び支給再開通知書の様式はそれぞれ様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号とする。

2 前4条及び前項に規定するもののほか、県単就学支援金の支給については、就学支援金の支給の例による。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第5条に規定する様式1号に関して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の改正(平成30年7月1日施行)に伴う文言の一部修正については、平成30年7月1日から施行する。